

## フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 開催案内

平成31年2月1日より、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）」に従事するためには、特別教育の受講が必要となりました。

当支部では、下記により特別教育を開催します。

※「科目の一部免除」が平成30年度にありましたが、一番大切な「フルハーネスの必要性と特別教育受講対象作業について」が免除項目にあり、理解するためにも、全学科の受講が必要と考えます。他機関等の実施状況を考慮し、6時間教育の開催としておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

### 1. 受講対象者

満18才以上の者

### 2. 講習の日時・場所・締切日

| 会場 | 開催日      | 場所                               | 定員  | 締切日          |
|----|----------|----------------------------------|-----|--------------|
| 益田 | 5月28日（火） | 益田市遠田町2179-1<br>（ジャストホール 2F研修室）  | 40名 | 5月14日<br>（火） |
| 出雲 | 7月18日（木） | 出雲市塩冶善行町2-2<br>（出雲建設会館）          | 60名 | 7月3日<br>（水）  |
| 松江 | 9月2日（月）  | 松江市学園南1丁目2-1<br>（くにびきメッセ 601会議室） | 80名 | 8月19日<br>（月） |

※締切日前に定員に達したら、申込みを締め切ります。

### 3. 講習科目及び時間割

《学科》 学科受講者の方の受付は8：20からとなります。

- ・作業に関する知識 （1時間）
  - ・墜落制止用器具に関する知識 （2時間）
  - ・労働災害防止に関する知識 （1時間）
  - ・関係法令 （30分）
  - ・墜落制止用器具の使用法等（実技） （1時間30分）
- （学科1日目（実技含む） 8：50～16：00）

#### 4. 受講料・教材費(税込)

| 区分           | 講習時間                | 建災防島根県支部 会員 | 建災防島根県支部 非会員 |
|--------------|---------------------|-------------|--------------|
| 全科目<br>(1日間) | 学科 4.5 時間 実技 1.5 時間 | 8,800円 ※    | 12,100円      |

※建災防島根県支部会員は、講習料の一部(2,200円)と教材費部分(1,100円)を免除しております。

#### 5. 受講申込

以下の書類をそろえて支部または各分会へ申し込みください。

- ①受講申込書
- ②年齢が確認できるもの(自動車免許証等)の写し
- ③受講料(下記振込先への振込のみの対応となり支部及び分会窓口での現金収受はいたしません。)

(振込) 事前にお振込みいただき、振込の確認ができるもの(写し)を  
申込書等に添付してお申し込みください。

|  |
|--|
| 振込先<br>山陰合同銀行 本店営業部 普通 2712572<br>建設業労働災害防止協会島根県支部 |
|--|

- ④氏名欄に旧姓を使用した氏名及び通称(以下「旧姓等」という。)の併記の希望がある場合  
(修了証には氏名と併せて括弧書きで記載します。)
  - ・旧姓を使用した氏名の場合  
戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等
  - ・通称の場合  
住民票又はそれに類する証明書

#### 6. 申込キャンセル等について

申込のキャンセル(受講日変更や受講者変更を含む)については、申込締切日までは受付いたします。  
なお、申込締切日までにキャンセルの申し出があった場合に限り返金いたします。

## 7. その他

- ・修了者には、当日修了証を交付します。
- ・申込受付が完了しましたら順次受講票を送付しますので、当日ご持参ください。  
(当日受講票を忘れた方は、本人確認のため運転免許証等確認いたします。)
- ・駐車場には限りがありますので、ご協力お願いいたします。

(実技の受講について)

保護帽（ヘルメット）、作業服、安全靴等の準備をお願いいたします。

## 8. 問い合わせ

建設業労働災害防止協会島根県支部

〒690-0048

島根県松江市西嫁島1-3-17 電話0852-21-9004

## 9. 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）について

厚生労働省では、受講料の事業主負担が軽減される助成金制度が設けられています。

詳しくは、労働局または、厚生労働省のホームページをご覧ください。

※助成金を申請する場合は、受講申込書の写しが必要です。